平成２７年（フ）第３４７３号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ31―205号
破産者　山本　安夫
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３０号
大阪府枚方市宮之阪２丁目９番17―201号
破産者　中岡　大造（旧姓武田・椿野）
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１８号
大阪府豊中市北条町３丁目10番24号
破産者　堀田　春香
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８５６号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2458番地の１（103号）
破産者　粟井　義治
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９４号
大阪府高槻市須賀町48番９号
破産者　鳴瀬　美紀（旧姓日髙）
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８８号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番30の３号
破産者　半田　　登
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３２号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目９番27号　栄楽ハイツ201号
破産者　北　　和彦
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８１号
大阪市中央区道頓堀２丁目１番８号　ＺＥＬＫＯＶＡ　ＴＲＥ　ＢＬＤ．Ｂ１
破産者　佐藤　正照
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０８号
大阪府高槻市上土室３丁目31番208―303号
破産者　国本　宏和
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２３号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目14番10号（1008号）
破産者　田中　英雄
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９８号
大阪府大東市南新田１丁目10番404号
破産者　萱原　由隆
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８号
堺市西区菱木３丁2699番地の１　東荘２棟101号、住民票上の住所堺市西区菱木３丁2548番地４
破産者　倉本　　泉
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８１号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目13番７号
破産者　藤尾電化ハウスこと　藤尾　文雄
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５３号
神戸市中央区旭通３丁目３番16―509号、開始決定時の住所神戸市垂水区青山台１丁目２―14　坪井方
破産者　中野　惇一
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５４号
神戸市灘区下河原通４丁目４―19―301　下山方、住民票上の住所神戸市中央区琴ノ緒町１丁目１番315号
破産者　中野　和也
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番362―304号
破産者　玉寄　友弥
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４３号
神戸市北区ひよどり台１丁目２番地　122棟507号、従前の住所神戸市北区広陵町６丁目46番地の１
破産者　ワンズパートナーこと　浦川　真一
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８８号
兵庫県伊丹市安堂寺町２丁目１番地　三菱電機太平寮Ｃ―408号
破産者　北村　猛広
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
兵庫県宝塚市大成町２番６号
破産者　京竹技建こと　京竹　健吾
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
兵庫県宝塚市小林５丁目５番19号
破産者　砂守　教雄
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係